4. 自ら避難情報を収集し、行動しましょう

避難行動の種類

避難行動には、「立ち退き避難」(水平避難)と「屋内安全確保」(垂直避難)があります。

「立ち退き避難」

自宅等から避難所や安全な場所へ移動する 避難行動。







「屋内安全確保」

自宅等建物の 上層階に留まり、 安全を確保する 避難行動。



避難情報

市は、市民のみなさんに避難が必要と判断した場合、その緊急度に応じた避難情報を発令します。

避難情報の種類	発令時の状況	みなさんのとるべき行動
避難準備 情 報	避難行動に時間を要する者が、避難行動を開始しなければならない段階で、人的被害の発生する可能性が高まった状況である場合に避難準備情報を発令する。	要援護者*、特に避難行動に時間を要する者は、 避難行動を開始する。(避難支援者は避難行動を開始) 上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品 の用意等、避難準備を開始する。
避難勧告	通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった場合に発令する。また、避難することにより、かえって危険が及ぶおそれがあると判断したときは、屋内での待避その他屋内における避難のための安全確保措置(建物の 2 階以上への垂直避難)について指示する。	通常の避難行動ができる者は、避難行動を 開始する。 避難を行うことにより人の生命又は身体に 危険が及ぶ場合には、自宅等建物内の上層階 に留まり、安全を確保する。
避難指示	前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、河川、急傾斜地、堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断される又は人的被害が発生した場合に発令する。また、避難することにより、かえって危険が及ぶおそれがあると判断したときは、屋内での待避その他屋内における避難のための安全確保措置(建物の2階以上への垂直避難)について指示する。	避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確 実な避難行動を直ちに完了する。 未だに避難していない対象住民は、直ちに 避難行動に移る。 避難を行うことにより人の生命又は身体 に危険が及ぶ場合には、自宅等建物内の上 層階に留まり、安全を確保する。

- ※要援護者… ●要援護者とは、避難行動に必要な情報を迅速かつ的確に把握することが困難な方、災害から自らを守るための 避難行動をとるのに手助けが必要な方(高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊婦等)。
 - ●特に避難行動に時間を要する方とは、要援護者のうち、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある 場合に自ら避難することが困難な方であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する方。

